

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第三十三号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法及び広島県税条例の一部が改正されたことに伴い、公示送達に関し、必要な規定の整理及び様式の改正を行った。
- 2 租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理及び様式の改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 の改正 令和八年五月二十一日
- 2 一 2 の改正 令和八年五月二十日